

## 一橋論叢 第二十二卷 第一・二號

起、即ち乗數方法以前における輸入の國民經濟的影響に關する論争と、乗數方法において輸入を所得に對する漏れと見ることとを對決せしめんとされる試みは、自發的輸入變化和誘發的輸入の漏損作用とを混同してゐられるのであるまいか。

(2) ストルパーは一國の所得は(1)(4)(7)(8)欄の合計であるとしてゐる〔XIII. p. 292〕が、それから(2)、(3)欄を差引いたものでなければならぬ。ストルパーの假定する双務協定による輸出入の均等的増大は、メッツラーの基本方程式におけるパラメーターの變化でなければならぬ〔VII. pp. 103—4〕のにストルパーは所得の函數とする誤謬に陥つてゐる。

(3) Hans Neisser, 'The Significance of Foreign Trade for Domestic Employment, in: Social Research, Sept. 1946. [XVII pp. 903—4. 参照]

(4) ホラック〔XX〕はむしろ外資流入に基く所得と誘發的輸入を問題としてをり、ブキヤナンはこれを批判して外資の生産的效果を検討すべきことを強調してゐる。Norman S. Buchanan, 'International Investment and Domestic Welfare, N. Y. 1945.

(一九四八・六・二〇)

## 學界消息

## 最近の國際法學界

大平善梧

ポツダム宣言の受諾以來、ここに三星霜、敗戦國日本のその後の變化は、實に驚くべきものがある。終戦當時を回顧すると、全く今昔の感に堪へない。私は、太平洋戦争の最後の年を、大陸、主として上海に居つたので、決戦時の我が國際法學界の狀態を、よく知つて居ない。昭和二十年の五月末に上海を出發して、青島を経由し、北京に滞在し、ようやく朝鮮海峡を渡つて、内地に着いたのが、七月末、初めて東京に入つたのは、八王子空襲の翌日の八月一日であつた。もはやこれ以上戦ひ得ないとは知つて居ても、終戦の詔勅を拜したときは、大なる衝撃であつた。聯合國軍の日本占領が始まつたばかりの八月下旬の一日、國際法學會の中堅幹部が、神田の學士會館に集まつて、日本及び學會の將來に就いて、懇談したことがあつた。終戦に伴ふ學會の研究體制の再組織を行つた外に、敗戦國の地位に對す

る忌憚のない意見の交換を行った。太平洋戦争中に、我が學界のすべてが、軍國調に塗りつぶされて居たことは、確かであつて、國際法學會が、戦争遂行に向つて、精神的に寄與したことも、また事實である。大東亞國際法叢書の公刊は、その當時の事業の一つであり、すべてがすべてまで觀念論に墮したとは言はないが、とかく現實に流されすぎたことは争ひ得ない。終戦後の國際法學界の仕事は、先づ戰時色を拂拭し、開かれた世界の窓を通して、學問の國際的水準への、復歸をはかることであつた。

終戦後の日本全體は、混亂と低迷との限りを盡したが、學者は必ずしも、かゝる世相に捲き込まれてしまつたのではない。今から考へて、日本の行く手をそう誤つて見透したものと、思はれない。各人が當時それぞれ過去に對する批判と、將來に對する検討とを行つた。この反省は國際法學界にも存したことで、徹底的な辯證法的否定が、將來の發展のために、是非必要であつたわけである。併し、この反省は遺憾乍ら徹底しては實行されなかつた。眼前の事象は、變轉極まりなく、日本の占領と管理、戦争犯罪、賠償と返還、更らに、世界平和機構の躍進など、多くの問題は國際法學者を驅りたててやまない。學界の復活は、先づ時事解説、國際事情の紹介から始まつた。戦争中の對米思想戰のチャンピオンの一人が、八月十五日を境に、百八十度の轉換をなし、世界平和運動の宣傳者に化したことなどは、この間の出来ごとである。またわれ一人罪なしとして、戰

勝者であるかの如き、勢のある評論を物するものも輩出した。國際法學が、現實の國際關係を取扱ふものである以上、この現象は止むを得ないことであらうが、日本人の國民性を端的に打ち出したものとも見られるのである。

## 二

社會の歴史的現實が、學問の方向を決定すると言はれるが、國際法學の在り方は、確かに、國際社會の現實によつて、支配される、第二次世界大戰によつて、國際法はいろいろな變化を受けた。これは、國際法の基礎にある國際關係そのもの、國際社會そのものが、大きな變化を受けた爲めである。今次大戰の結果として、強國支配の新しい國際社會の體制が形成されようとして居る。この變化は、國際社會の構造の革命的な變化である。従つて國際社會を規律してきた國際法も、根本的な變化を受けなければならぬ。強國の世界支配の體制が、戦後の國際法學の在り方を、方向づけて居ると思はれる。

戦後の國際社會の新しい動向は、從來の勢力均衡の状態から、階層的秩序の樹立へと移行して居る。勢力均衡の法理は、多元的に國家の對立を認め、平面的な契約社會を構成せしめる。勢力均衡の法理は、従前の國際法の基本的原理であつて、複数の國家の制度 *States-System* の上に打ち立てられたものである。これに對して、階層的法理は、國家の協働をはかり、目的の世界に向つて統合する所の立體的な制度社會である。強國の

## 一橋論叢 第二十二卷 第一・二號

地位の壓倒的な優越は、世界構造を、ピラミッド的な階層に、なすつゝあるのである。従つて今日の國際法は、この國際社會の階層的組織の形成原理でなければならず、これは、とりもなほさず、新しい世界平和機構たる國際連合の法理である。

國際連合の基本的原理は、國際社會の階層的な組織化にある。こゝで國際法は、自からにその目的のあることを知つた。國際社會の階層的な組織化は、當然に従前の國際法の體系を變革せずには置かない。少くとも根本的な修正を施さなければならなくなつたと言はねばならない。均衡の國際法は、國家の主權から出發し、國家の意志の至高性を認め、合意は拘束するの契約的な構造をとつてきた。階層の國際法は、諸國家の世界計畫 World planning への參加體制を作り、國家の職分を尊んで、統一的な制度の形成を主張する。従つて階層の國際法は、先づ諸國家の國家主權を制限し、一面において國際組織を強化すると共に、他面において個人の國家よりの解放をはかる。國際連合 United Nations は、構成諸國に協働の義務を課し、その諸國の行動を調和する中核體を形成すると共に、基本的人權の國際的な確認をなす點で、階層の法理に立脚するものである。

かゝる國際社會の原理的解剖は、政治學者や哲學者の課題として取上げられたが、また我が國際法學者の取扱はねばならぬ問題であり、その立脚點を徹底的に検討して始めて、新しい國際法の健全な出發が行はれ得るものである。今日の吾人は、世

界の基本的動向に對して、眼を閉ぢることを得ないのである。

## 三

わが國の國際連合の研究は、主として連合憲章の注釋に墮し、啓蒙的なものが多い。太平洋戰爭の繼續中からも、すでに米英の戦後案の研究を行つてきた所で、先づかゝる努力が結實して發表された。横田喜三郎博士の『國際聯合—研究と解説』（國民大學文庫）の如きは、正にそのトップを切つたもので、その後に出た外務省の芳賀四郎君の『國際連合入門』は連合憲章の逐條的解説で、連合の普及のために貢獻することは多大であらう。田岡良一博士の『國際聯合憲章』（口語譯）も、憲章の解説として極めて有力な文獻となつて居る。その中で、國際連合の法理を、根本的に究明しようと努めた研究として、横田喜三郎博士の『國際連合の研究』並びに田畑茂二郎教授の『國家平等觀念の轉換』の二著が注目される。前者は、連合の特色として、強力な戰爭防止方法、三つの理事會の設置、安全保障理事會の優越、多數決の原則の採用、地域主義の考慮の五項を擧げて、連合による國際社會の組織化を記述した。後者は戰時中行つた國際社會の解剖の研究を公刊したもので、直接には國際連合を取扱つたものではないが、國際社會の構造の變化と國家平等との關連を説いて、階層の國際法理を明瞭ならしめて居る。横田博士は、國際的民主主義の立場より、國家平等權を一應肯定し、これを多數決の原理で統合し、國際團體の意志を形

成しようとする（この主張は特に『國際的民主主義』四三頁、七三頁に現はれて居るが、後述の『國際法』新版八三頁では改説されたらしい）。横田博士が、國際的民主主義を奉じ、國家の平等權を主張されることは、連合憲章第二條第一項の成文的根據があるけれども、國際社會の現實的構成原理としては役立つはず、この點は、連合に平和的變更の規定を缺くとして、連合憲章第十四條の規定を輕視されたことと共に、博士の立論の難點と考へられる。私は國際連合の精神は、發展と進歩とに在り、連合憲章第十四條が連盟規約第十九條の規定よりも劣つて居るとは考へない（『法律文化』本年八月號の拙文参照）。横田博士の主張は、簡潔平明であり、従つて大上段からきめつける所があり、そのため思はぬ無理が生じてくるのは止むを得ない。これに對して田畑教授の推理は、精細で、國際社會の構造的變化に伴つて、國家の平等權の質的な轉換をはかつた點において、遙かに進歩的であつた。しかし、兩者共に、基本的人權宣言を正しく國際連合の法理として取上げて居ない。個人の國際法上の地位は、今日改めて再吟味する必要がある、私は「國際人權宣言」の一文を『國際法外交雜誌』第四七卷第一一二號に發表して、この問題の究明を行つた。

今回横田博士は、有斐閣全書の一編として、『國際法』（新版）を印行した。第二次世界大戰の影響によつて、國際法が大變化を受けたが、この國際社會の階層化の線に沿つて、根本的な修正を行ひ、新しい國際法の日本版を出來せしめた。同著の、

國際團體の強調、國家主權の否認、交通權の改説、國內事項の縮小、戰爭の犯罪化など、その修正の幅は廣いものであり、行文も例の如く明快で、アップ・ト・デイトのテキストであると推賞するに足る。

最近に一又正雄教授が、國際法講義要項第一分冊として、『國際法の理念と歴史』の一本を公刊した。一又教授は日本のモータ又はシュトルップであつて、よく先例學說を咀嚼集成し、大陸よりの復員後の同君の意氣を示した好著である。但し體系はアソチロッチの流を酌んで、稍々保守的傾向があることは争はれない。

#### 四

戰爭犯罪人の裁判問題は、今次大戰に伴つて起つた國際法問題の筆頭に掲げらるべき問題であり、侵略的戰爭を國際犯罪となし、國際社會の組織化の立場から、戰爭を國際法の領域から驅逐しようとする點に於て、國際法の全體系に根本的な變革をきたすものと看做される。横田博士は、最も嚴正に戰爭の犯罪化を力説し、その主張を纏めて、『戰爭犯罪論』の一本を公刊した。博士は、國際連盟の成立以後に於ける世界の平和運動に注目し、戰爭の違法性を説き、更らにその犯罪性を強調し、戰爭の追放を呼號する。博士の發言は旗幟鮮明で、新憲法第九條の戰爭放棄の規定の禮讓論と等しく、立論の純粹性を表示して居る。博士の議論は、世界の人道主義の立場から、敢へて些細

な法技術を無視し、寧ろ成法論 *lege lata* よりも立法論 *lege ferenda* をなして、事後法 *ex post facto law* が肯定される如き調子である。戦争犯罪者の裁判に關しては、すでに、情報や資料に就いて、多くの文献を得て居る。早大の研究會（大濱、一又、入江、水田、江家）の諸教授執筆の『極東國際軍事裁判研究』も刊行されて居る。この間に在つて横田博士の勞作は、最も體系的であり、又一貫した主張が盛られて居る。それだけに學界でも問題の對象となつた。私は『國際法外交雜誌』第四七卷第一號に於て、田畑教授は『季刊法律學』第四號に於て、それぞれ書評の筆を執つた。横田博士は、從來より、ケルゼンの純粹法律學に屬し、嚴格に認識と判斷との區別をなしてきた。然かるに今現實の國際法の議論として、戦争の犯罪性を肯定することは、その立場を捨てたことになり、法實證主義を超えた立論とならざるを得ない。合意は拘束する *pacta sunt servanda* の基本命題の上に立つ純粹法學では、創造期の法理論とはならないことは明白である。期せずして私も田畑氏も共に、この點を指摘したのであつた。田岡博士も、極めて現實的な立場を固守し、『新生』昭和二年六月號に『戦犯裁判について』一文を發表し、戦争の犯罪化の主張に對つて懐疑的な意見を吐露した。今春の國際法學會第五十周年記念大會に於て、横田田岡の兩博士が激しい論争を交へ、注目を惹いた。

## 五

聯合國軍の日獨に對する占領及び管理の法的性質の解明は、終戦後の學界の一つの大きなテーマであつた。『法律時報』第一七卷七號に、松下正壽氏が「保障占領の世界史的意義」を書き、『國際法外交雜誌』第四五卷一、二合併號に、安井郁教授は「聯合國の日本占領の本質」を著し、私も『國際法外交雜誌』第四六卷三號に、「休戦條約と媾和條約との關係」を發表して、ポツダム宣言受諾後の敗戦國の地位に就いての究明を行つた。その中でも組織的な研究は、東京大學に於ける日本管理法令研究會の事業で、既にその『日本管理法令研究』は二十冊以上に到り、その成果は刮目すべきものがある。而かして、その總論的部分は、横田喜三郎博士編著を以て『聯合國の日本管理』の一本として公刊され、一般の需要に應じて、啓蒙的な役割を果して居る。

賠償及び返還に就いても、國際法上より吟味すべき問題がある。占領軍費に就いても法的検討を要すると思はれる。私は、戦時中に大陸に於ける敵産處理の研究を行つて居たのであるが、『國際法外交雜誌』第四五卷五、六合併號に「戦争と私有財産」の一文を發表した。植田捷雄博士は「終戦後に於ける在華日本權益の處理とその將來」の論説を、『國際法外交雜誌』第四五卷第一一、一二合併號に載せ、更らにこれを近刊の『日華交渉史』に再録した。賠償問題は、經濟問題として頭から捨て去ることなく、國際法學上からもこれを取上げるべきであらう。